

会議の名称	平成25年度第1回東村山市情報公開運営審議会				
開催日時	平成25年8月26日(月)午後6時30分～8時10分				
開催場所	東村山市役所北庁舎1階 第1会議室				
出席者及び欠席者	出席者： (委員) 嶋田節男会長・佐藤佳弘委員・臼井雅子委員・中川勝委員・古瀬礼子委員・ (市事務局) 當間総務部長・根建総務部次長・瀬川総務課長・湯浅情報公開係長・中村情報公開係主事 欠席者：松原きみ子委員・森聡委員				
傍聴の可否	傍聴可能	傍聴不可の場合はその理由	/	傍聴者数	0名
会議次第	1. 情報公開制度(平成25年3月～平成25年7月分)の運用状況報告 2. その他				
問い合わせ先	総務部 総務課 情報公開係 担当者名 湯浅・中村 電話番号 042-393-5111(内線2317) ファックス番号 042-390-6227				
会 議 経 過					
嶋田会長 傍聴者の確認をお願いします。 湯浅情報公開係長 傍聴者はいらっしゃいません。 嶋田会長 傍聴者ゼロということですが始めます。総務部長からご挨拶をお願いします。 當間総務部長 改めましてこんばんは。本日はお忙しい中情報公開運営審議会にご出席いただきありがとうございます。現在市では自治基本条例の策定の検討を行っております。これは市報等にもかなり載せておりますので、皆さんご存知かと思うのですが、その条文の中で適正運営に関する項目としまして情報の共有と管理が検討されております。内容としましては市政に関する情報をわかりやすく発信し共有する、公文書の適正な管理及び情報の開示を行う、個人情報保護と適正な管理を行うという内容で検討がされています。具体的な自治基本条例の条文につきましてはまだ検討中で示されておりませんが、情報施策に関しては何らかの定めが置かれると考えています。仮に自治基本条例が制定された場合ですが、現在の情報公開条例の改正等が必要かどうかは現時点では判断できません。ただ、実際に制定されれば一定の検討は必要であると考えています。委員の皆様にはそのような内容を含め、本市の情報公開制度に関し今後ともご指導とご協力をお願い申し上げます。今後ともよろしくお願いたします。 <p style="text-align: center;">～事務局自己紹介～</p> ○瀬川課長 続きまして自己紹介させていただきます。改めましてこんばんは。4月に総務課					

長を拝命いたしました瀬川と申します。前は会計課というセクションにありまして、市の出納関係の事務をしておりました。総務関係の仕事は初めてです。色々皆様にご迷惑をおかけすることが多々あると思いますが、よろしくご指導のほどお願いいたします。

○中村情報公開係主事

こんばんは。今年から東村山市役所に入りました中村と申します。慣れないことが多いとは思いますがよろしくお願いいいたします。

嶋田会長

では、平成 25 年 3 月からの情報公開制度の運用状況を報告いただきまして質疑を行いたいと思います。

(1) 情報公開制度の運用状況報告

配布資料「東村山市情報公開制度運用状況(平成 25 年 3 月～平成 25 年 7 月分)」により、当該期間の情報公開請求の状況を事務局から報告する。

湯浅情報公開係長

1 ページ目の「情報公開請求件数」をご覧ください。平成 25 年 3 月から 25 年 7 月の累計です。「出された請求書の枚数」である請求数は 16 件。うち、市民の方からの請求である義務的請求が約 9 割(14 件)を占めています。市外の方からの任意的申出が 1 割(2 件)です。一枚の請求書で複数の課に請求ができますので、所管課別でカウントした請求件数の方が請求数より多くなりまして 26 件です。決定の内訳は、全部公開 57.7%(15 件)、部分公開 38.5%(10 件)、書類は存在しますが公開できない又はそもそも文書が存在しないため非公開、それに存否応答拒否決定がいずれも 0%(0 件)、取下げが 3.8%(1 件)です。

所管課別でカウントした請求件数 26 件は、昨年の同時期(24 年 3 月から 24 年 7 月まで)から 10 件以上多くなりました。昨年度は条例施行以来最も請求が少なく 42 件しかなかったのですが、今年度はこのペースだと 70 件位になりそうです。それでも 2 番目に少ない一昨年と同じですので、20 年度の 129 件をピークにここ 3 年は請求が少ない状態が続いています。

2 ページをご覧ください。所管別の内訳が書いてあります。資源循環部の施設課が 4 件と約 15%を占めています。4 件すべて平成 26 年に稼働を予定している「秋水園リサイクルセンターの整備」に関連した請求です。他は管財課、庶務課にそれぞれ 3 件請求がありましたが、この多くが公共工事の設計内訳書や市がかけている賠償責任保険の証券などを業者が請求したもので、仕事に使うために請求したと思われます。

～以下、運用状況の「3 情報公開請求の状況」から抜粋ケースを読みあげて報告し、質疑応答を行う。～

湯浅情報公開係長

3 ページをご覧ください。情報公開請求の状況をご説明いたします。いつも通り、全公開のもの、部分公開であっても非公開部分が「法人の代表者印影」だけのものは説明を省略します。

まず No.29 は秋水園リサイクルセンター建設工事の契約に関する書類の請求です。市はこの工事を協和エクシオという業者に発注しているのですが、協和エクシオがさらに下請けとなる菊池建設、島津テクノロジーの 2 社と工事の請負契約を

結んでいます。請求者の方はこの「協和エクシオと菊池建設との書類を」と請求書に括弧書きされていたのでこの部分が欲しいのだと判断し、協和エクシオから市に提出された下請業者の承諾願や下請業者名簿、施工計画書、施工体制台帳、協和エクシオと菊池建設間の注文書と請負請書、これが契約書にあたるものですが、これらを公開しました。

施工体制台帳は、自治体から建設工事を請け負った業者が下請業者と請負契約を結んだときに作成するもので、どの下請業者にどんな工事を請け負ってもらうのか、下請け業者の現場代理人や安全衛生責任者は誰かといったことが書いてあります。これは建設業法で作成が義務付けられているものです。施工体制台帳の附属資料として施工体系図も作ります。施行体系図は樹形図のようなもので、工事の発注者から元請業者、下請、孫請業者がどこか、建設工事のどの部分をどの業者が請け負っているのかを一覧にしたものです。施工体制台帳は写しを工事発注者に提出するよう「公共工事の適正化法」に定められていますので、今回の場合、市の施設課に提出されています。

非公開にした部分ですが、各業者の担当者個人の印影と、担当者氏名のうち法律で一般に公表されていないものは個人情報に該当し非公開にしました。担当者氏名全部でなく「法律で公表されていない氏名」としたのは、公共工事の適正化法で、施工体系図は建設現場の公衆の見やすい場所に貼りなさいと義務付けているからです。施工体系図にのっている安全衛生管理者や主任技術者などの氏名であれば、すでに公表されていて非公開にする理由はないので公開しました。

また工の文書について、「エクシオと菊池建設間の注文書・請負請書にある注文金額、請負代金額」を法人情報に該当し非公開にしました。これは、市との契約ではなく民間業者同士の契約金額になります。法人が他の法人から業務をいくらで請け負うかは法人の営業に関する情報であって、これを公表してしまいますと、この法人はこの仕事をいくらで請け負ったという前例となってしまう、この先他の法人と契約を結ぶときにその金額を引き合いに出されるなど今後の事業活動に支障をきたし、競争上の利益が損なわれるおそれがあると判断したためです。

エクシオと下請間の請負金額を非公開にすべきかどうかについては、少し判断に迷ったので他の自治体の不服審査会答申などを調べてからこの結論に達しました。平成 13 年に国土交通省が施工体制台帳の添付書類に係わる規則改正についてパブリックコメントの募集を行い、寄せられた意見に対する回答をホームページにのせています。このときの国土交通省の考え方のほか、香川県、岡山県、大分県で下請との契約書を非公開にしたことに関する不服申立てがあり、答申が出ています。答申は全て「法人情報として非公開にすべきである」という内容でした。最近では平成 24 年 9 月に三重県で「法人情報で非公開にすべき」という答申が出ていて、これらを参考にしました。ただ、大分市のみ「下請業者と元請業者に第三者照会をした上で、客観的に見て具体的な支障があると認められたときのみ非公開とすべきであり、原則は公開すべき」という答申が平成 23 年 9 月に出ています。これは大分市独自の考えであり、当市は現在、この考え方ではありません。「協和エクシオの管理技術者の資格証明書類中の写真や生年月日」なども個人情報で非公開にしました。

続けて同じ No.29 のなかで、3 月 21 日付でもうひとつ請求ができています。これは先ほどの請求をした方に 3 月 21 日に文書を公開したところ、「自分が請求したのはエクシオと菊池建設間の契約書類だけでなく、市とエクシオ間の契約書、エクシオと島津テクノロジーサード間の契約書も含めたつもりである」と申出があったため、追加で公開したものです。公開した文書のアが市とエクシオの契約書、イがエクシオとその下請である島津テクノロジーサード間の施工体制台帳や請負請書などです。非公開にした部分とその理由は先ほどと同じです。

次に5ページをご覧ください。No.1は、秋水園周辺対策協議会と市のやり取りに関する書類のすべてを請求されたものです。秋水園周辺対策協議会は会の規約をみますと、秋水園周辺の4つの自治会の代表者や推薦者計18名で構成する「市との交渉団体」と位置付けられており、地域住民の生活環境の向上を図ることを目的にしています。事務局は会長宅となっています。この協議会には「周辺住民の協力に対する謝礼」というかたちで、毎年1回、市から21万円の謝礼金をお支払いしています。また、協議会の委員を毎年、市のバスで近隣のごみ処理施設の視察にお連れしています。公開した文書のうち、アからスの平成20年度から23年度分までは謝礼金の支払いに関する起案書と視察研修会の開催起案書と報告書です。エのみ、21年度に市が、秋水園周辺4自治会の住民向けにリサイクルセンター整備計画などについて説明会を開催したのですが、「その説明会のお知らせを、周辺対策協議会に出ている各自治会員を通じて住民に配布したい」という起案になっています。セ以降は平成24年度の文書で、24年度からは周辺対策協議会に市職員が出席した場合は会議内容の報告書を作っていますので、それも併せて公開しています。これは、23年度までは周辺対策協議会に職員が出席しても、市主催の会議ではないので会議録を作りませんでしたし、協議会から会議録を受け取ることもなかったのですが、昨年この会議録に対する情報公開請求があり、会議録がないため文書不存在的決定をしたところ不服申立てが出されたという状況もありまして、報告書を作るように管理課で改善したものです。また、24年の夏に市は、周辺対策協議会を通じて周辺住民に「要望事項記入シート」を配り、秋水園周辺の環境整備に対して何か要望事項があれば書いてくださいという要望事項の取りまとめをしているのですが、ナが、その取りまとめの進捗状況の報告とリサイクルセンター建設工事の事前説明を周辺対策協議会に対して行ったという報告書です。ニは、ナと時系列が逆になってしまっていますが、「要望事項の取りまとめをするにあたって事前に周辺対策協議会と協議したいので、この日程で集まってほしい」旨の通知文書を出したときの起案です。

非公開とした部分は、謝礼金支払いの起案書に書かれている「協議会の取引先金融機関の情報」を法人情報で非公開にしました。また、代表者と自治会長を除く協議会委員の氏名、住民から出された要望事項などに書かれている氏名・住所・電話番号、視察研修会報告書に書かれていた市職員の携帯電話番号を個人情報で非公開にしています。

続けて同じNo.1のなかで、4月26日付でもうひとつ請求ができています。備考欄をご覧ください。これは最初の請求に対して4月26日に文書を公開した際に、請求者と同席した方から「公開された管理課の文書のほかに、平成21年に施設課から協議会あてに出した会議の委員選出を依頼する通知文書もあるはず」という指摘があり（ご本人がその通知のコピーをお持ちであった）改めて施設課に該当文書の検索を依頼し、該当する通知文書とそのほかの協議会とのやり取りが入っている文書を公開したものです。施設課には最初の4月8日の請求のときに情報コーナーから電話して該当文書がないか聞いているのですが、そのときは「協議会とのやり取り窓口は管理課なので施設課には書類はない」という回答でした。ですが実際に通知のコピーを持っていらしたので、改めて確認してもらったところ4件の文書がありました。このうちアは、平成21年度に開催された「秋水園リサイクルセンター整備基本計画検討会」の委員として、周辺対策協議会から誰かを選出してくださいという依頼文書を出したときの起案書です。このなかにも、請求者の同席者から「あるはずだ」と言われた通知が含まれています。

イはその検討会の実施要領を作成したという起案書で、実施要領の中に「委員のメンバーに周辺対策協議会の方を入れる」という一文がありましたので、併せて公開しました。ウは、25年1月に市がリサイクルセンター建設工事に関する住民説明

会を開いたのですが、その開催の起案書です。会場座席図のなかには出席する協議会委員名が入っていたので公開対象としました。工は、この住民説明会の直前に開かれた周辺対策協議会に市職員が出席したときの報告書です。非公開にしたのは、工の文書中の協議会に出席した委員の氏名（代表者と自治会長は公開）です。個人情報に該当し非公開としました。

7～9 ページは全部公開か代表者の印影のみ非公開とした事案でしたので、10 ページをご覧くださいNo.13 は、25 年 4 月以降に行われた秋水園周辺対策協議会の総会に関する文書の請求です。24 年度以降は総会等の会議に職員が出席した際は報告書を作っていますので、該当文書を公開しました。非公開としたのは、周辺住民からの要望事項に書かれた市民の氏名です。個人情報で非公開にしました。

次に No.15 です。電子申請で市外の業者から公開申出書が出されました。秋津町にある複数施設のボーリング調査結果の柱状図、調査位置図の公開を求めています。第 5 保育園と秋津幼稚園についてはボーリング調査を行っていないので文書不存在です。その他の 5 施設の図面は公開しましたが、図面中の調査実施者・技術者・責任者の氏名は、会社の代表者とは別の方でしたので個人情報として非公開にしました。個々の運用状況の報告は以上です。

続けて 11 ページの不服申立てについて状況をご説明します。

前回の会議で、情報公開請求に対する文書不存在の決定に対し、24 年 12 月に不服申立てが出されたこととお話ししました。これは「リサイクルセンター建設については 8 年前から住民に説明してきた」という議会での市長の答弁を裏付けるものとして、他の文書と一緒に秋水園周辺対策協議会の会議録も情報公開請求されましたが、この会議録を市が所有していないため文書不存在で非公開決定したところ、「書類は存在するはずだから公開することを求める」という不服申立てが出されたものです。25 年 2 月に不服審査会に諮問したあと、市と申立人それぞれが不服審査会に意見書、反論書を複数回提出しました。今年の 8 月上旬には市と申立人それぞれが不服審査会に呼ばれ、審査会委員の質問に対し意見陳述を行ったところです。このあと、時期はわかりませんが答申が出されますので、その答申の内容を尊重して、市は不服申立てに対する決定を行う予定です。

運用状況の報告は以上です。

嶋田会長

経過が少しわかりにくいので確認したいのですが、No.1 の 4 月 8 日請求の備考欄に、文書二を追加で公開したと書いてありますね。この文書二は、4 月 26 日請求の備考欄で「施設課から周辺対策協議会に出した通知文書もあるはず」と書かれているその通知文書とは違うのですね。

湯浅情報公開係長

4 月 8 日請求に対して管理課が公開した文書二は、請求者の同席者から「施設課の文書でこれもあるはず」と指摘があった文書とは別物です。管理課の文書も 1 件漏れていることが後でわかり追加で公開したものです。

嶋田会長

4 月 26 日に公開したときに「これもあるはず」と言われたのは、4 月 26 日請求に対して公開した文書の A でしょうか。

湯浅情報公開係長

そうです。A の起案書の一部である「周辺対策協議会委員宛ての通知文書」のコピーを同席者の方がお持ちになって、この 1 枚もあるはずではという指摘でした。

嶋田会長

では文書二は市役所の方で漏れていることに気が付いて出した書類なのですね。

そして 4 月 26 日請求に対して公開した文書のうちアは指摘されて気が付いたもので、イ、ウ、エは市役所で漏れていると気が付いて出したものということですか。

湯浅情報公開係長

アの書類が抜けているということは他の書類も抜けているかもしれないので、施設課に再度全部調べ直してくださいとお願いしたところ、イ、ウ、エも見つかったという経緯です。

嶋田会長

もう一点、周辺対策協議会の会議録ですが、従来は任意団体の会議ということで職員が出席しても会議録は作成していなかったけれど、24 年度からは会議録を作成していますね。これは他の同様の会議についても「会議録を作成すべき」という指示が役所全体に出されたのでしょうか。

湯浅情報公開係長

他の会議もこうするようにと一律で指示が出されたものではありません。指示というより、管理課が自ら「このままではよくない」と認識して作成を始めたものです。

嶋田会長

周辺対策協議会の会議録を作成し始めたというこの事例を、市の中で水平展開することはできないでしょうか。協働やまちづくりなど市政へ市民に参加していただきたいという中で、こういった会議録の問題は他の課でもありそうですよね。今回、周辺対策協議会の会議録を作るようになったのは、市が協議会へ謝礼金を出していることが大きな動機なのですか。

湯浅情報公開係長

金銭のやり取りが無い団体と比較すれば、会議録を作らなくてはいけないだろうという考えはあると思います。

嶋田会長

水平展開しているわけではないのですね。

湯浅情報公開係長

はい。どういう会議に出ても必ず紙で記録を残しておくてはいけないという役所一律のルールはできていません。課によって温度差があり、必ず紙で残すことを慣習としている課もあれば、上司への口頭の報告で済ませている課もあるのが現状です。

嶋田会長

他の委員の方質問ありますか。

佐藤委員

No.29 ですが、市から業務委託を受けた業者が再委託をして下請けに出したときの注文書・請負請書について、私は金額を非公開にしたのは適切だと思います。少しひっかかるのは再委託をした場合、元請けが再委託先の業者名や業務分担を市に報告するのは当然のことなのですが、注文書も建築業法で市に提出することになっているのでしょうか。

湯浅情報公開係長

No.29 は建設工事の契約ですので委託ではありません。そして、下請業者にいくらで何を頼むかという注文書を発注者に提出することは、平成 13 年頃から建築業法で決まっています。

佐藤委員

そうすると注文書の提出によって下請金額の情報を市は持っているのですが、情報公開の請求者から「下請金額が知りたい」と求められた場合に、市は「情報を持っていない」とは回答できないわけですね。

湯浅情報公開係長

はい。公共工事の請負業者が請け負った工事を下請けに丸投げする一括下請けが平成 13 年頃問題になっていて、一括下請けをさせないように、どの部分をいくらで下請けしているのかがわかる注文書等の提出を義務付ける法改正がありました。

佐藤委員

No.1 ですが、部分公開又は非公開としたところに秋水園周辺対策協議会の取引先金融機関情報が入っていますね。これは金融機関名、口座名といったもので、謝礼金の金額ではないのですね。

湯浅情報公開係長

はい。謝礼金の金額は公開しています。金融機関名、支店名、口座番号を非公開にしました。

佐藤委員

それは団体の内部管理に関する情報ということですね。わかりました。

中川委員

No.29 ですが、請求年月日が 3 月 6 日の部分と 3 月 21 日の部分はつながっているということですね。運用状況の「請求公文書の名称または内容」欄は、請求書に書かれた文章がそのままここに書いてあるのでしょうか、それとも要約された文章が書かれているのでしょうか。

湯浅情報公開係長

請求書に書かれた文章をそのまま書いています。

中川委員

わかりました。3 月 6 日の請求では「秋水園リサイクルセンター建屋工事の請負契約に関する書類の全部」と書かれていますね。その後の 3 月 21 日に「秋水園リサイクルセンター建屋工事に関して市と協和エクシオ間の契約書、協和エクシオと島津テクノリサーチ間の契約書」という詳細な請求がなされています。3 月 6 日に「全部」という請求がなされているのに、どうしてもすべての書類が一度に公開されていないのか気になります。請求に該当する公文書の特定がどうなされているのかも気になりますね。

湯浅情報公開係長

3 月 6 日に請求がなされたときに私に対応し、請求者の方と話をしました。請求書に書かれた文章の末尾に（協和エクシオと菊池建設との）という括弧書きがあったので、「請求されたい部分は括弧書きの部分ですか」と口頭で請求者に確認したところ「そうです」とおっしゃったので、括弧書きの部分に該当する文書のみが請求対象で、市と協和エクシオ間、協和エクシオと島津テクノリサーチ間でなされた契約は対象外だと判断しました。改めてもう一度確認しておくべきだったと思います。

中川委員

そういうやり取りがあったというのは運用状況ではわかりませんから、これだけみるとちょっと不自然な対応だと感じますね。

嶋田会長

請求者の方があえて括弧書きを付け足したので、市との契約などの部分は除外されると認識されたのですね。

湯浅情報公開係長

私はそういう認識をしました。相手の意図を正確に把握できていなかったことは申し訳なく思っています。

嶋田会長

先ほどの会議録作成に関する質問の続きですが、環境に大きな影響を与えるとか、

住民に不満を与えてしまうおそれのある事業については、市役所における報告の残し方を考える必要があると思います。先ほど会議等の報告の残し方について市全体で統一したやり方がされていないと聞きましたが、経営目線から見ると部課長が指示をする、統一ルールを策定するといったことが必要ではないかと思います。

當間総務部長

市民の方との会合は実際のところかなりの数に上ります。秋水園周辺対策協議会は、秋水園のあり方を周辺住民の方との協議の中で模索していくというものなので記録を残す必要があります。それに対してよくあるのが会合に来賓として呼ばれるケースです。市としてはそのような場合に会議録という形で記録を残すことは想定していません。そして、このような会合に出席するのは多くの場合、部次長です。部次長の日程がつかない、主催者との関係上課長が適切な場合は課長です。持って帰ってくる資料の大半も、その会合の歳入歳出等が書かれているものですので、資料を一定期間保存している、場合によっては会議に参加した人が手持ちで持っているということで済ませています。ただ、市の施策に直接影響して大きな影響をおよぼすような会議については、所管で報告書を作るようにしますというのは一定の理解ができますし、市民の方との会合でも、話された内容が重要なときは今でも所管で会議録を作成していると思います。市の施策に直接関わるようなもの、例えば子ども関係の事業などはかなり進めていますので、そういうことは記録を残すようにしていると思います。確認をとっていませんので断言はできませんが。記録を残すか否かは、市との関係性、距離感、施策としての重要性を総合的に考慮して判断するよう所管に委ねているというのが実情です。

嶋田会長

各部長と理事者が出席する経営会議で、「会議の記録の残し方が所管によりばらつきがあり、統一的な情報管理ができていないという課題がある」ということを議題に挙げていただけないでしょうか。

當間総務部長

少し検討させていただけないでしょうか。経営会議は市の最高会議と位置付けられているものですので、私の一存で議題に挙げることはできません。主催者である経営政策部長に話は通しますが、ここで議題に挙げるということはお約束できませんのでご理解ください。

嶋田会長

わかりました。今のところは全ての会議の記録を残すわけにはいかないの、どの会議を残すかは部長、課長や所管の裁量によって決まっているのですね。会議録の残し方についての課題がわかったので、この機会に提案していただけたらと思います。

當間総務部長

調整してみます。

古瀬委員

全くの主婦目線なのですが、No.5の生活保護費の誤支給関係書類の請求ですが、説明を聞き概ね理解はいたしました。ただ、こういうときに口頭で返還のお願いをしてしまうと、後で言った、言わないのもめ事になってしまうのではないのでしょうか。相手に返還をお願いする文書を渡す必要があると思うのですが。

湯浅情報公開係長

生活福祉課の課長に確認したところ、返還のお願いについてはまずは1軒1軒お伺いして口頭でお詫びと事情説明をしているということで、請求時点では返還をお願いする文書は作成していませんでした。ただ、その後に実際にいくら返還してくださいという具体的な話に進むと、金額を明記した文書でやりとりしない限り、返

還のお願いはできませんので、当然作成します。その前の最初のお願いについては口頭で行ったと聞いております。

嶋田会長

今の運用状況ですと口頭のみでお願いしたように見えてしまうので、具体的な金額が出たあと返還のお願いをしたときには書面により行ったということがわかるような書き方にしていただけませんか。

湯浅情報公開係長

備考欄に追記しておきます。

嶋田会長

No.1 で非公開にしている「市職員の携帯電話番号」ですが、職員個人が所有している携帯電話なのですね。市は職員に業務用の携帯電話を貸与していないのですか。

湯浅情報公開係長

この起案書を作っている時点では、業務用の携帯電話の貸し出しはしておりませんでした。職員が何かの視察に同行するとか出張の際は、個人の携帯電話でやり取りしていました。業務用携帯電話の貸し出しを始めたのは今年からです。

瀬川総務課長

今年の5月から総務課で一括して業務用に使う携帯電話の貸与を始めました。

嶋田会長

そうだったのですね。驚きました。民間の常識から考えるとセキュリティー上問題がありそうなので、少々違和感を覚えます。他にご意見ございませんか。無いようでしたら次の議題に移らせていただきます。

(2) その他

・「附属機関等の会議の公開に関する指針」の運用状況

湯浅情報公開係長

平成21年の6月に指針ができてから、この審議会に定期的に指針の実施状況を報告しています。昨年度の実施状況をまとめた資料「平成24年度における『会議の公開指針』のホームページでの実施状況(25年8月22日現在)」をご覧ください。

24年度は附属機関等の会議が60会議ありました。会議録や資料、委員名簿がホームページに掲載されているかを×で表し、指針の実施度としてABCDでランクづけしてあります。加えて会議録の詳細度についてもランク付けしました。これは、以前にこの会議で「会議録を作るのはいいが、これからは内容のレベルアップも図ってほしい」というご意見があったため、23年度からランク付けを始めたものです。

「平成24年度指針実施度」の表を見てください。実施度Aが会議録、会議資料、名簿の3点全てがホームページで公表されている会議で、50会議(昨年51)あります。Bは会議資料のみ掲載していない会議、これは資料が大量にある等の理由でホームページでは公開していませんが「所管課窓口又は情報コーナーでご覧になれます」という記載がホームページにあるもので、これが6会議(昨年7)です。23年度はBだった「行財政改革審議会」「総合計画審議会」「多文化共生推進プラン策定会議」が、会議資料もホームページに掲載するよう改善したため、Aになりました。A、Bを指針に沿った運用で合格ラインとしています。

ここまではよいのですが、残念なのは会議録作成が非常に遅れていて、C2評価となった4会議が出てしまったことです。すべて高齢介護課が所管する会議です。資料1枚目の実施状況の表をご覧ください。22番の介護保険運営協議会と26番の高齢者在宅計画推進部会は、年度中にそれぞれ1回開催しましたが会議録が完成し

ていません。24番の地域包括支援センター運営協議会は、全3回中1回目の会議録のみ掲載しています。25番の地域密着型サービス運営協議会は全6回中5回までの会議録を掲載しています。すべて「会議資料」は会議終了後にホームページに掲載していて、会議録のみ作成中で未掲載の状態です。

高齢介護課なのですが、所管する事業の数が多くもともと残業の多い課です。担当する会議の数も五つと最も多く、うち一つは年6回と開催回数も多いです。そうした状況の中でも詳細な記載の会議録を作成していただきましたので、どうしても完成が遅れ気味であり、担当係長には何度も早めの作成をお願いしていました。ただ、会議を担当する高齢福祉係は係長含めて3名しかいないので、正直手が回らない状態になってしまっています。今回、かなりの遅れになってしまったことは高齢介護課でも問題に感じていて、会議録作成のための臨時職員を雇うなどの対策を検討し、改善を図るとのことです。

次に「会議録の詳細度」の表を見てください。評価Aが詳細な会議録、情報公開運営審議会の会議録がこれにあたりますが、発言内容に沿って一言一句に近いものです。

評価Bは一言一句ではありませんが、委員、事務局、会長の発言内容がほぼ記載されていてやりとりが具体的にわかるもので、大体2時間の会議で7ページくらいになる会議録です。Aが21会議、Bが11会議で、全体の53%でした。Cが2時間の会議で4ページ程度の会議録で、議題に対して主な発言がわかるものです。11会議で18パーセントあります。また、特例として24年5月開始の入札等監視委員会が、非公開の会議ですが公開できる部分は積極的に公開するという会の考え方により、会議録を公表しています。これは1時間半の会議で4枚程度にまとめています。評価欄が黒丸の会議は、非公開の会議なので会議録掲載が不要の会議で10会議、年度中に会議未開催が4会議。「作成中」は先ほどご説明した会議録ができていない4会議のうち、1回分もできていない2会議です。ただ、この2会議は例年A評価の詳細な会議録を作っていて、24年度もその形式で作っている途中とのこと。この詳細度のランク付け結果は23年度と大きな違いはありませんでした。

高齢介護課のように詳細な会議録を作るけれども完成が非常に遅れてしまっている課があること、職員数が減る中で会議録作成に職員がかかりきりになることが困難なことをふまえると、どこまで詳細に作ることを求めるかは難しいところですが、今後も会議録の公開が滞らないように総務課がチェックとフォローを続けていきます。会議の公開の状況については以上です。

【質疑応答】

嶋田会長

昨年いただいた平成23年度の資料と比較しながら聞いていたのですが、評価Aのものは平成23年度においては51、平成24年度においては50、評価Bは平成23年度においては7で平成24年度においては6、未評価については平成23年度では1で平成24年度は0、会議の総数は1件増えているという状況ですね。もし可能であれば平成23年度、24年度でどのように変化したのかわかるようにしていただきたいです。改善しているのかそうでないのかを可視化した方がマネジメントしやすいのではないのでしょうか。

湯浅情報公開係長

そう思います。

嶋田会長

会議録の詳細度についてですが、平成23年度における評価Aは22、評価Bは15、評価Cは9、非公開の会議で掲載不要も9、特例は0、年度中未開催は3、新しい会

議で準備中のため未評価は1、会議録作成中は0、合計は59ですね。マネジメントということ考えたときに、何か対策を打つために時系列評価ができる資料を作る方が好ましいですね。会議録の詳細度についての総合的な評価をしたら横ばいであるといったところでしょうか。

湯浅情報公開係長

そのとおりです。職員の意識が変わってきているので、新しく始まる会議の会議録は詳細に作成される傾向がありますが、以前から簡易な会議録を作ってきた会議は、もう少し詳細にとお願いしてもなかなか難しいところがあります。

嶋田会長

記録を残しておくということはマネジメントの観点から重要なことです。何か失敗があったときに失敗を繰り返さないためにも、現存する課題が経営的なものなのか技術的なものなのかを分析するツールとして会議録は役立つと思います。会議録は残しておくこと自体が目的ではないので、そこを強調するのではなく、マネジメント能力を向上させるために必要であるということ強調するのが望ましいでしょう。会議録の作成状況は、市長がおっしゃる「経営力が東村山市において上がっているのか否か」ということの指標になると思います。

中川委員

先ほど C2 評価のあった高齢介護課は、会議録作成はやるべきであるという認識を持っているのにもかかわらずできていないということでしょうか。それとも会議録作成はあまり重要ではないという認識を持っているから会議録を作成していないということでしょうか。

湯浅情報公開係長

高齢介護課の4つの会議は比較的内容が重要なもので、詳細な会議録を作らなくてはいけないという認識は高齢介護課も我々（総務課）も持っています。

中川委員

では、作成遅れは人的資源配分の怠慢ということなのでしょうか。

嶋田会長

それはこの会議で責任を追及する事柄とは少しずれてしまいますね。

中川委員

そうですね。先ほどの嶋田会長のお話で気になったのですが、高齢介護課の会議の委員はどのような方々でしょうか。

湯浅情報公開係長

こちらと同じように公募の市民の方であったり、福祉関係の業務に携わっている方々、例えば社会福祉法人の方であったりします。地域包括支援センター運営協議会でしたら介護保険の事業者も委員に入っています。

中川委員

会議の委員に会議録作成をお願いするような工夫はできないのでしょうか。一般の市民の方に会議録作成をお願いするのは酷かもしれませんが、先ほどのお話にありましたように福祉の業務に携わる様々な方が委員の中におられるのなら、その方々をお願いすることもできるのではないのでしょうか。

湯浅情報公開係長

決してできないというわけではないのですが、今までの市の考え方に則りますと、会議録は事務局の責任により作成されるもので、委員の方にお願いするのは適切ではないと考えます。

佐藤委員

責任の所在が問題になりますね。中川委員のおっしゃることはわかるのですが、多忙な有識者に無理をいって市の協議会の委員になってもらうことが多いというの

が実情ですし、報酬も謝礼程度しか支払われていません。そのようなことから考えるに、会議録の作成は事務局の責任であるという認識を私は持っています。会議録作成があまりにも遅れるようなことがあれば、会議録作成のための臨時職員を所管課が雇う等により対処していくことが現実的ではないでしょうか。

嶋田会長

そうするとやはりこれも経営の問題なのかもしれませんね。会議録作成はマネジメント力を上げていくことにつながると思います。佐藤委員がおっしゃったように場合によっては臨時職員の力を借りて会議録を作成していくことが望ましいでしょう。会議録作成が遅れることにより経営機会の損失があると思いますので、遅滞なく作成されることがベストです。会議録作成についてはそういったマネジメントの観点からの対策がなされていないので、そのために平成 23 年度と比較して横ばいなのかと思います。

湯浅情報公開係長

改善したとまではいえないと認識しています。

臼井委員

資料「平成 24 年度における『会議の公開指針』のホームページでの実施状況(25.8.22 現在)」の表で、4、5、13 番の会議の「資料」欄に色が付いていますがこれはこういったことを示しているのでしょうか。

湯浅情報公開係長

会議資料がホームページに掲載されていないので平成 23 年度は B 評価を受けましたが、資料を掲載するようになり 24 年度は A 評価になった会議を示しています。

嶋田会長

他にご意見ございますか。無いようでしたら次の議題に移らせていただきます。

・ホームページのアクセス状況

中村情報公開主事

当市では平成 24 年 1 月から、市のホームページのアクセスランキングを毎月職員向けに公表しています。平成 24 年度のうち 4、8、12 月のアクセス状況についてご報告します。資料「平成 24 年 4 月ホームページアクセスランキング」をご覧ください。ここでのアクセス件数は純粋な延べ数です。右端の「種別」欄にある DIR と CON はディレクトリページとコンテンツページの意味です。ディレクトリページは目次の役割のページを指します。お手元の資料にある「くらしの情報」ページをご覧ください。このページから色々な項目についてのページにつながることができます。このようなページがディレクトリページです。コンテンツページはディレクトリページの下にある色々な項目にあたるページです。なお、今回のアクセス数はディレクトリページとコンテンツページのみを対象としており、PDF ファイルへのアクセスは対象にしていません。

4 月の市ホームページトップページへのアクセス数は 38,380 件です。アクセスが集中したのは、施設・窓口案内、公共施設予約、コミュニティバス関係のページでした。8 月のトップページへのアクセス数は 37,248 件です。アクセスが集中したのは、職員採用、施設・窓口案内、コミュニティバス関係、公共施設予約、お祭り関係、ごみ関係のページでした。12 月のトップページへのアクセス数は 35,706 件でした。アクセスが集中したのは、ごみ関係、施設・窓口案内、コミュニティバス関係、公共施設予約、選挙関係のページでした。

総括すると通年で市民の関心は、ごみ、バス、公共施設利用といった生活に身近な公共サービスに向いていると考えられます。また、時期によって特定のページへ

のアクセス数に顕著な変化が見られました。8月における職員採用とお祭りのページのアクセス増加、12月における選挙関係ページのアクセス増加にそのことが反映されています。アクセス数が多いのではないかと予想した子育て関係のページですが、子育て関係のディレクトリページへのアクセスは2,000件から3,000件の間を推移したにとどまりました。しかし、当市の子育て関係のページの対象となる子ども(0歳から12歳)の数が17,000人であり、その保護者のうちの一人がホームページを見ていると仮定した場合17,000人中の2,000~3,000人ですから、保護者の6~7人に1人が子育て関係のページを見ていることとなります。子育て中の市民の人数からすると、アクセス数は決して少なくはないと思います。

最後に市の公式Twitterと市議会における委員会の生中継についてご報告します。当市では市の公式Twitterと市議会のTwitterがあります。市の公式Twitterは平成23年4月7日に作られました。当初は震災関係の情報のみ発信しておりましたが、平成25年4月1日より市ホームページの新着情報と防犯・防災の情報も発信するようになりました。定期的に関連している人(いわゆるフォロワー)は2,084名(平成25年8月23日現在)です。議会のTwitterは平成25年5月22日に作られました。本会議、委員会のリアルタイムな情報発信を中心に行っています。定期的に関連している人は97名です(平成25年8月23日現在)。

市議会における委員会の生中継ですが、初めての試みなのでどの委員会をどのくらいの頻度で中継するかはまだ決定していません。しかし、今度の9月議会の決算特別委員会と3月の予算特別委員会の中継をすることは決定しています。

報告は以上です。

【質疑応答】

佐藤委員

ホームページアクセスランキングについてですが、職員にはこのような表にまとめられた形で配られているのですか。

湯浅情報公開係長

毎月、情報政策課が職員用のホームページ(イントラネット)に、この形式のアクセスランキング表を掲載しています。

佐藤委員

市民の何人がどのページに関心を持っているのかを知るためには、もっと詳細な分析も必要です。たとえばコンテンツページだけのアクセスランキングベスト10を作らないとわからないと思います。そのような情報の出し方をしてほしいというお願いは情報公開係に対してするものではないと思いますが、情報政策課の情報の出し方はちょっと不十分と思います。

湯浅情報公開係長

この表ではコンテンツページとディレクトリページが一緒くたになっているので、確かにコンテンツページの上位がどこかは見づらいと思います。以前に佐藤委員が教えて下さった西東京市のアクセスランキング表はもっとシンプルなものだったと記憶しています。

嶋田会長

この審議会にはアクセスランキング表を以前にも出していただいたと思いますが、数字だけではマーケティングにはならないと思います。ドラッグーの言葉を借りますと「今を拠点に未来を読みとる」ということが必要だと思います。コンテンツに対して急速にアクセスが上がってきているとか下がっているとかによって、対策を打たなくてはいけない場合があると思います。何か言われてから動くのではなく、先を読みながら動かなくてはいけないと思います。とりあえず現段階ではアク

セス数の集計ができたので、もう一歩進んで分析をしていただきたいと思います。もっとも、このようなお願いは情報公関係ではなく経営政策部にするものであるとは思いますが。部長いかがでしょうか、このような意見があったと経営政策部に伝えていただけないでしょうか。

當間総務部長

情報政策課に総務課の方から話をさせていただきたいと思います。

湯浅情報公関係長

コンテンツページのアクセスランキングベスト 10 を出された方が関心度の傾向を把握しやすいので、そのようなものを作れないかということを経営政策課に伝えることは可能です。

嶋田会長

もし大変であるなら毎月ではなく、半年に 1 回ないしは 3 か月に 1 回でもいいのでやっていただきたいと思います。情報は公開するのが目的ではなく、それによってまちを活性化させることが目的なので、そのために有効活用していかなくてはいけないと思います。

中川委員

この資料を作るのに手間や時間はかかってしまうのですか。

湯浅情報公関係長

市が使っているソフトの中に資料のようなアクセスランキング表を出すことができる機能がついているので、手間をかけずに出せると思います。

中川委員

今のソフトにコンテンツページのみベスト 10 を自動で作成する機能を追加することはできないのですか。

湯浅情報公関係長

確認しないとわかりませんが、システム改修になると費用が新たにかかってしまうので、この表から職員が情報を抜いて作成することになるかもしれません。

嶋田会長

楽天ではインターネットショップ（楽天市場）におけるマーケティングリサーチを自動で行うソフトがありますが、情報政策課もそのようなノウハウを持っていると思います。民間会社ではそのようなソフトを利用して売れ筋などを調べています。

中川委員

アマゾンからメールが来たのですが、「あなたは過去にこのような商品を買ったので、関連する商品はいかがでしょう。」という宣伝でした。それをやるのにアマゾンは手間暇をかけているとは思いません。

嶋田会長

アマゾンのものも自動でやっているものですね。ソフトの値段や市の予算がどれくらいなのかわからないので何とも言えませんが、楽天やアマゾンのようなマーケティングリサーチを自動で行うソフトを導入するののも一つの手かもしれませんね。

瀬川総務課長

そのようなソフトを導入できるか併せて情報政策課に相談し、より具体的で使いやすい資料が作成できるよう検討させていただきます。

嶋田会長

本題から外れてしまうかもしれませんが、ホームページといったメディアを通じての情報発信は、本来まちを活性化させるためのものです。まちを活性化させるためにどうしたらいいかということを経営公開という立場から考えたときに、そのような意見が出たということをお伝えいただけたらと思います。

臼井委員

確認なのですが、今行われているアクセスランキングの集計はディレクトリページとコンテンツページの異なった種類のものを分別しないまま行われているのですね。そして、それが整理された状態が出てくるとより情報を有効活用できるということですね。ディレクトリページは大体通過するだけなので、重要なのはコンテンツページのアクセス数を集計することだと思います。

嶋田会長

今は小学校高学年からスマートフォンを持ち歩くような時代になってきているので、いずれ社会はよりインターネットに依存していくと思われれます。そのような時代が来ることを予想して、ホームページのアクセス数からマーケティングリサーチを行えるような手法を確立させていくことが大事だと思います。情報政策課もマーケティングリサーチのノウハウを持っていると思うので、検討して頂きたいです。

臼井委員

併せてPDFファイルもアクセス数をカウントしてみてもいいかでしょうか。難しいかもしれませんが可能ならばお願いしたいです。一つ一つのコンテンツページを編集している所管にPDFファイルのアクセス数を含めたアクセス状況が一目でわかるようにしていけば、より情報を有効活用できるのではないかと思います。

佐藤委員

PDFファイルへのアクセス数も情報政策課では計上されているはずですが、ただこの表には載せなかっただけなのだと思います。

瀬川総務課長

最後に事務連絡なのですが、平成25年4月1日現在の情報公開運営審議会の委員名簿に誤りがないか確認をお願いします。

～全員、間違いなしと回答～

嶋田会長

他にご意見が無いようなので終了とさせていただきます。

以上